

秦野市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例を制定することについて

秦野市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税の臨時特例に関する法律」及び地方税法の規定により、軽自動車税の種別割の徴収方法及び税率について、市税条例の特例を定めるため、制定するものであります。

秦野市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。次条において「特例法」という。）第4条第1項及び地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定により、軽自動車税の種別割の徴収方法及び税率について、秦野市市税条例（平成元年秦野市条例第2号）の特例を定める。

(徴収方法)

第2条 合衆国軍隊の構成員等（特例法第2条第4項に規定する合衆国軍隊の構成員等をいう。第4条において同じ。）、契約者（特例法第2条第5項に規定する契約者をいう。第4条において同じ。）及び軍人用販売機関等（特例法第2条第6項に規定する軍人用販売機関等をいう。第4条において同じ。）が所有する原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車（同条において「軽自動車等」という。）に対する軽自動車税の種別割は、地方税法第463条の18第1項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によって徴収する。

(証紙徴収の手続)

第3条 前条に規定する軽自動車税の種別割の納税義務者は、毎年4月中において、本市が発行する証紙を購入することによって、その軽自動車税の種別割を納付しなければならない。

2 前項の場合において、軽自動車税の種別割の納税義務は、購入した証紙に押印を受けたときに完了するものとする。

(税率)

第4条 合衆国軍隊の構成員等、契約者及び軍人用販売機関等が所有する軽自動車等のうち、次の各号に掲げる軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の税率は、秦野市市税条例第31条の規定にかかわらず、1台につき、それぞれの各号に定める額とする。

- (1) 原動機付自転車 年額 500 円
- (2) 軽自動車
 - ア 2 輪又は 3 輪のもの 年額 1,000 円
 - イ 4 輪以上のもの 年額 3,000 円
- (3) 2 輪の小型自動車 年額 1,000 円
(委任)

第 5 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

秦野市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例を制定することについて

1 条例制定の背景

日米地位協定(※)の実施に伴う地方税法の特例法により、アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税種別割の徴収の方法については、地方公共団体の条例で定めるところにより、証紙徴収の方法によらなければならないと規定されており、現在の税率については、平成 11 年 2 月の日米合同委員会において合意されたものです。

2 制定の理由

主たる定置場を本市とする軽自動車の登録がされたことに伴い、令和 4 年度以降の軽自動車税種別割の賦課徴収について、市税条例の特例を定める条例を制定するものです。

3 条例の内容

- (1) 対象は、合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等とし、その軽自動車税の種別割は、証紙徴収の方法によって徴収する。(条例第 2 条)
- (2) 税率は、1 台につき、次表のとおりとする。(条例第 4 条)

車種区分		特例による税率	標準税率
原動機付自転車		500 円	2,000 円～3,700 円
軽自動車	2 輪	1,000 円	3,600 円
	3 輪	1,000 円	3,900 円
	4 輪以上	3,000 円	3,800 円～10,800 円
2 輪の小型自動車		1,000 円	6,000 円

4 施行日

令和 4 年 4 月 1 日

※日米地位協定：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

秦野市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例施行規則制定案のあらまし

1 証紙及び納税済印

- (1) 条例第3条第1項に規定する証紙は、軽自動車税（種別割）証紙（第1号様式）とすること。
- (2) 条例第3条第2項に規定する納税済みであることを示す押印は、納税済印（第2号様式）とすること。

2 様式

規則の規定により使用する様式を定めること。

(1) 第1号様式

(表)

	No.
車種 (Type of Vehicle)	
登録番号 (Registration Number)	
軽自動車税 (種別割) 証紙	
Motorcycle and Scooter Tax (Category Base)	Stamp
税額 (Tax amount) ¥	
課税年度 (Taxation year)	年度分
交付年月日 (Date of Delivery)	年 月 日
秦野市	
Hadano City	

(裏)

Notice
This motorcycle and scooter tax stamp is effective until March 31.
You should carry it with you when riding on the motorcycle and present it, if requested, to the official of Hadano City Hall.

(2) 第2号様式

納税済印

